

松阪市立小中学校体育館空調設備整備 DB 事業

入札説明書

令和 8 年 5 月

松阪市

— 目 次 —

1. 入札説明書等の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名称	2
2.2. 公共施設の管理者の名称	2
2.3. 事業の目的	2
2.4. 事業の概要	2
2.4.1. 施設概要	2
2.4.2. 事業期間	2
2.4.3. 事業の範囲	2
2.4.4. 支払い条件	3
2.4.5. 法令等の遵守	3
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	4
3.1. 事業者の募集及び選定の手順	4
3.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール	4
3.1.2. 入札参加申込等	4
3.2. 入札参加資格の審査	5
3.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求	5
3.2.2. 入札参加者の構成企業の変更等	5
3.2.3. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い	6
3.2.4. その他	6
3.3. 入札書類及び事業提案書等の受付	6
3.3.1. 入札書類及び事業提案書等の提出方法	6
3.3.2. 入札価格の確認	6
3.3.3. 入札にあたっての留意事項	7
3.3.4. 予定価格	7
3.3.5. 入札の辞退に関する事項	7
3.3.6. 入札保証金及び契約保証金	8
4. 入札に関する条件等	9
4.1. 入札参加者の参加資格要件	9
4.1.1. 入札参加者の構成等	9
4.1.2. 代表企業の選定	9
4.1.3. 構成企業に必要な入札参加資格要件	9
4.2. 構成企業の制限	11
4.3. 地域貢献への配慮事項	11
5. 落札者の決定	12
5.1. 事業者の決定の方法	12
5.2. 審査の内容	12
5.3. 審査項目	12
5.4. 落札者の決定	12

5.5. 審査結果及び公表	12
5.5.1. 落札者の公表	12
5.5.2. 落札の無効	12
5.5.3. 審査講評の公表	12
5.5.4. 落札者を決定しない場合の措置	13
5.5.5. 提案審査書類の取り扱い	13
6. 契約及び支払に関する事項	14
6.1. 契約に関する基本的な考え方	14
6.1.1. 契約手続き	14
6.1.2. 契約の概要	14
6.1.3. 事業契約書作成費用	14
6.1.4. 落札者の契約上の地位	14
6.1.5. 契約の無効	14
6.1.6. その他	14
7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
7.1. リスク分担の基本的な考え方	15
7.2. 予想されるリスクと責任分担	15
8. 事業実施に関する事項	16
8.1. 市による本事業の実施状況の確認	16
8.2. 事業期間中の落札者と市の関わり	16
9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
9.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
9.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
9.3. その他	17
10. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
10.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	18
10.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
10.2.1. 地方債等	18
10.2.2. その他の財政上及び金融上の支援	18
11. その他	19
11.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
11.2. その他事業の実施に関し必要な事項	19
11.2.1. 議会の議決及び本契約について	19
11.2.2. 情報提供	19
11.2.3. 本事業において使用する言語等	19
11.2.4. 入札に伴う費用負担	19
11.2.5. 問合せ先	19

1. 入札説明書等の定義

松阪市立小中学校体育館空調設備整備 DB 事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、「松阪市立小中学校体育館空調設備整備 DB 事業」（以下「本事業」という。）に対して令和 8 年 5 月 7 日付け松阪市公告契第 1001 号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする。（以下「入札説明書等」という。）

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 事業契約書（案）

2. 事業概要

2.1. 事業名称

松阪市立小中学校体育館空調設備整備 DB 事業

2.2. 公共施設の管理者の名称

松阪市長 竹上 真人

2.3. 事業の目的

本事業は、松阪市（以下「市」という。）内の市立小中学校における体育館の教育環境改善と熱中症対策を目的とし、空調設備^{注）}の導入を行う。

本事業を実施するにあたって、民間事業者（以下「事業者」という。）の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担の軽減を図るために本事業を DB（Design-Build）方式にて実施する。

注）本事業において空調設備とは、冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。

2.4. 事業の概要

2.4.1. 施設概要

(1) 設置対象施設

松阪市立小学校 29 校（29 棟）

松阪市立中学校 11 校（11 棟） 合計 40 校（40 棟）

※ 対象校及び所在地等は、別紙 1「本事業の対象校一覧」を参照のこと。

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する事業者が、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行う DB 方式とする。

2.4.2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。

事業契約締結：令和 8 年 10 月

設計・施工期間：事業契約締結日～令和 9 年 10 月 31 日（約 13 ヶ月間）

2.4.3. 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書に示す。

ア 設計業務

- ・ 空調設備の設計業務
- ・ その他、付随する業務

イ 施工業務

- ・ 空調設備の施工業務

-
- ・ その他、付随する業務
- ウ 工事監理業務
- ・ 空調設備の工事監理業務
 - ・ その他、付随する業務

2.4.4. 支払い条件

本事業における各業務の対価の支払いは、以下のとおりである。詳細は、事業契約書において定める。

- ア 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、施工業務完了後に事業者を支払う。
- イ 市は予算の範囲内で契約締結後に前金払として事業者を支払うものとする。事業者は前金払を必ず請求すること。
- ウ 事業者が前払金の支払いを受けたあと、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合において、中間前金払を請求した場合、施工業務に係る対価について、市は予算の範囲内で契約締結後に中間前金払として事業者を支払うことができる。
- エ 事業者が部分払を請求した場合、出来高部分等に応じて市は限度額の範囲内で施工業務完了前に部分払として事業者を支払うことができる。なお、部分払の対象となる指定部分は市と協議のうえ、決定していくものとする。

2.4.5. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定の手順

3.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

事業者の募集・選定スケジュール

	日程	内容
令和8年	5月7日(木)	入札公告及び入札説明書等の公表
	5月18日(月)～6月1日(月)	現地見学会
	6月5日(金)	入札説明書等に関する質問受付締切
	6月19日(金)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
	7月17日(金)	入札参加資格確認申請書類の受付締切
	7月22日(水)	入札参加資格審査結果の通知
	8月24日(月)	入札書類及び事業提案書の受付締切
	9月中旬	事業提案書に関する事業者ヒアリング 入札価格の確認
	9月中旬	落札者の決定及び公表
	9月中下旬	事業仮契約締結
	10月上旬	事業契約締結

3.1.2. 入札参加申込等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札説明書等の配布

入札説明書等は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

イ 参考書類の貸出し

市は、入札参加者に対し、事業提案書作成に関する参考書類をCD-Rにより直接希望者に貸与する。

なお、具体的な参考書類の内容及び貸与場所については、別紙3「参考書類の貸与」を参照すること。

(2) 現地見学会の開催

市は、入札参加者に対して現地見学会を開催する。現地見学会に関する詳細な内容については、別紙2「現地見学会の実施及び留意点」を参照すること。

(3) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関して、質問の受付及び回答は次のとおりとする。

ア 質問の受付期間：令和8年6月1日(月)から令和8年6月5日(金)17時まで

イ 受付方法：「松阪市立小中学校体育館空調設備整備DB事業に係る入札説明書等に関する質問書(様式2-1)」に質問事項を入力し、ファイル名を質問者の商号又は名称に変更のうえ、電子メール(ファイル添付)又は電子申請システム(LoGoフォーム)(<https://logoform.jp/f/CX6wt>)にて提出すること。なお、電子メールの場合、件名は「入札説明書等に関する質問書」と記載すること。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出先：電子メールの場合、「11.2.5. 問合せ先」を参照すること。

エ 電子メール又は電子申請システム(LoGoフォーム)で質問を提出後、「11.2.5. 問合せ先」ま

で質問書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は質問の受付期間中の9時00分～16時30分までとする。

オ 回答：質問に関する回答は、令和8年6月19日（金）までに市のホームページ（<https://www.city.matsusaka.mie.jp>）に掲載し、公表する。なお、質問に対する回答は、入札説明書等の追加又は修正事項とする。

(4) 入札参加申込

入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請に関する提出書類（様式3-1から様式3-11まで）

イ 入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒（返信先を記載し460円分の切手を貼った長形3号封筒）

(5) 入札参加申込の期間、場所及び方法

ア 申込期間：令和8年7月13日（月）から令和8年7月17日（金）9時00分～16時30分までとする。（土日は除く）

イ 申込場所：「11.2.5. 問合せ先」を参照すること。

ウ 申込方法：入札参加申込に係る入札参加資格確認申請書類は、申込場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、持参の際には事前に「11.2.5. 問合せ先」へ連絡すること。

3.2. 入札参加資格の審査

市は、入札参加者の入札参加資格の審査を行い、その結果を、入札参加資格確認申請書類を提出した者に令和8年7月22日（水）までに確認通知書を発送する。

3.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求

参加希望者のうち入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求められることができる。

(1) 提出日時

令和8年7月29日（水）9時00分～16時30分までとする。

(2) 提出場所

「11.2.5. 問合せ先」を参照すること。

(3) 提出方法

説明要求として「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式3-12）」に必要な事項を記入し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、持参の際には事前に「11.2.5. 問合せ先」へ連絡すること。

(4) 回答

令和8年8月5日（水）までに書面による回答の発送を予定している。

3.2.2. 入札参加者の構成企業の変更等

入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成企業の変更及び追加は認めない。ただし、入札参加者の代表企業以外の者について、特段の事情があると市長が判断した場合には、その限りではない。入札参加者は市より構成企業の変更及び追加を認められた場合、「構成企業の変更申請書兼誓約書（様式3-13）」に必要な事項を記入し、「11.2.5. 問合せ先」へ持参すること。

郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、持参の際には事前に「11.2.5. 問合せ先」へ連絡すること。

3.2.3. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い

入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成企業が、入札日までに入札参加資格を満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

3.2.4. その他

- ア 入札参加資格確認申請書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- イ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で入札参加者に無断で使用しない。
- ウ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類は返却しない。
- エ 入札参加者が、落札者決定までに市が設置した松阪市立小中学校体育館空調設備事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

3.3. 入札書類及び事業提案書等の受付

入札参加者は、次により入札書類及び事業提案書等を次の要領により市に提出すること。入札書類及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書類及び事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。また、入札参加者への確認結果及び回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

3.3.1. 入札書類及び事業提案書等の提出方法

- ア 提出期間：令和8年8月12日（水）から令和8年8月24日（月）9時00分～16時30分まで（最終日のみ15時まで）
- イ 提出場所：「11.2.5. 問合せ先」を参照すること。
- ウ 提出方法：様式集に定める部数を用意し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、提出に当たっては確認通知書（原本）を提示すること。また、持参の際には事前に「11.2.5. 問合せ先」へ連絡すること。

3.3.2. 入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、令和8年9月中旬に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会のうえ、行うものとする。なお、日時や場所等の詳細が決定次第、各入札参加者の代表企業に通知する。

3.3.3. 入札にあたっての留意事項

ア 一般的留意事項

- ・ 入札価格に関する提出書類は、封筒に入れ密封すること。
- ・ 入札価格の確認時刻に遅れたときは、入札に参加できない。
- ・ 入札には身分を証明できるものを携帯のうえ、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式5-4）を併せて持参すること。
- ・ 入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。
- ・ 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ・ 2名以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 同一のものが複数の入札参加者の代理をした入札
- ・ 入札参加者が他の入札参加者の代理をした入札
- ・ 談合が行われた入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 様式5-1から様式5-3までの書類が同封されていない入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・ 郵便、信書便、電子メール等による入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

3.3.4. 予定価格

予定価格は以下のとおりとする。算定根拠は公表しない。また、最低制限価格は設定しない。

3,523,582,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

内、設計業務に関する予定価格：100,672,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

施工業務に関する予定価格：3,355,794,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

工事監理業務に関する予定価格：67,116,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3.3.5. 入札の辞退に関する事項

確認通知書の通知後、入札参加者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届（様式4-5）」を令和8年8月7日（金）16時30分までに提出すること。

(1) 提出場所

「11.2.5. 問合せ先」を参照すること。

(2) 提出方法

提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

3.3.6. 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は免除とするが、市は落札者の責めに帰すべき事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の5に相当する金額を請求する。

イ 契約保証金

契約保証金は、松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第31条（契約保証金）の規定を適用する。なお、原則、本契約を締結する際に納付または納付に代わる手続きを実施すること。

詳細な内容については、事業契約書を参照すること。

4. 入札に関する条件等

4.1. 入札参加者の参加資格要件

4.1.1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。なお、本事業では、本事業を遂行するための SPC (特別目的会社) の設立は認めない。

- ア 入札参加者は、空調設備の設計業務を行う企業、空調設備の施工業務を行う企業及び空調設備の工事監理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成企業との連絡調整などの業務を行う企業が構成企業となることを妨げない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。) また、設計業務と工事監理業務を同一の者(人)が兼ねることはできない。
- ウ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ 入札参加者の構成企業は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

4.1.2. 代表企業の選定

入札参加者は、入札への参加手続や落札者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整・協議等における窓口を担うほか、本事業に係る入札参加者グループ内の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めるものとする。

なお、代表企業は「施工業務」を行う者で建設業法上の許可を得ている企業とする。

4.1.3. 構成企業に必要な入札参加資格要件

入札参加者のすべての構成企業は「令和 8 年度 松阪市競争入札参加資格」を有する者で、次の参加資格要件を満たすものとする。

ただし、「令和 8 年度 松阪市競争入札参加資格」を有しない企業は、入札参加資格確認申請書類の提出日までに、入札参加資格登録手続きを完了させること。

入札参加資格登録手続きについては、以下の市ホームページを参照すること。

工事等：<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/koji02/>

入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）については、以下の共同受付先（三重県建設技術センター）での登録が必要である。

なお、令和 8 年 6 月に入札参加資格登録申請を行った場合、松阪市の入札参加資格登録が完了しない可能性があるため、手続きの時期については注意すること。

■共同受付先

【建設工事、測量・建設コンサルタント等】

公益財団法人三重県建設技術センター：https://www.mie-kengi.or.jp/

ア 「設計業務」を行う者の要件

設計業務を行う企業全体で、下記の要件を満たすこと。

- (ア) 設計業務を行うに当たって、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録事務所であり、同法に基づく技術者が配置可能であり、一級建築士 3 名以上の事務所であること。
- (イ) 管理技術者又は主任技術者として「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- (ウ) 少なくとも 1 社については過去 15 年以内に、官公庁発注で室内機 10 台以上かつ延べ面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備を含む設計業務の元請として履行実績を有していること。

イ 「施工業務」を行う者の要件

施工業務を行う企業全体で、下記の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」及び「電気」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 少なくとも 1 社については、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 1,000 点以上あること。
- (ウ) 少なくとも 1 社については、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気」の総合評定点があること。
- (エ) 少なくとも 1 社については過去 15 年以内に、官公庁発注で室内機 10 台以上かつ延べ面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備を含む工事について元請として履行実績を有していること。

ウ 「工事監理業務」を行う者の要件

工事監理業務を行う企業全体で、下記の要件を満たすこと。

- (ア) 工事監理業務を行うに当たって、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録事務所であり、同法に基づく技術者が配置可能であり、一級建築士 3 名以上の事務所であること。
- (イ) 工事監理業務を行うに当たって、建築士法に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- (ウ) 少なくとも 1 社については過去 15 年以内に、官公庁発注で室内機 10 台以上かつ延べ面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備を含む工事監理業務の元請として履行実績を有していること。

4.2. 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 17 年告示第 150 号）に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- エ 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 18 年告示第 212 号）に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等に該当する者
- オ 最近 2 年間の市税、都道府県税、及び国税（所得税又は法人税及び消費税）を滞納している者
- カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・ 日本工営都市空間株式会社 愛知県名古屋市東区東桜二丁目 17 番 14 号
- ・ 林総合法律事務所 東京都中央区銀座五丁目 14 番 5 号光澤堂 GINZA ビル 8 階
- ・ 赤塚総合法律事務所 東京都千代田区九段北一丁目 12 番 1 号海野ビル 3 階

4.3. 地域貢献への配慮事項

構成企業等には、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、入札参加者が提出した事業提案書の評価にあたって、地域貢献への配慮に係る評価方法の詳細については落札者決定基準を参照すること。

5. 落札者の決定

5.1. 事業者の決定の方法

本事業の落札者の決定は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとし、第3項による「落札者決定基準」を定め、公平性及び透明性を確保するため委員会において審査し決定する。なお、委員会の審査は学識経験者の意見聴取手続きを兼ねるものとする。

5.2. 審査の内容

委員会において、「落札者決定基準」で設定した審査方法及び審査項目に基づき、事業提案書の提案内容の「基礎審査」を行い、「加点審査」による評価と「落札者決定基準」に基づく入札価格による「価格点の算出」を行い、両方の得点を足し合わせた「総合評価点」が最も高い提案をした入札参加者を優秀提案者として選定する。また、審査の過程において入札参加者によるプレゼンテーション、委員会による入札参加者へのヒアリング等を実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

入札参加者へのヒアリング等は、令和8年9月中旬を予定するが、時間、場所等の詳細については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う。

5.3. 審査項目

審査項目は、「落札者決定基準」を参照すること。

5.4. 落札者の決定

市は、委員会による優秀提案者の選定を踏まえ、落札者を決定する。

5.5. 審査結果及び公表

5.5.1. 落札者の公表

市は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の審査結果を書面にて令和8年9月中旬までに郵送にて通知するとともに、審査の結果は市のホームページ等に掲載し、公表する。

5.5.2. 落札の無効

- ア 提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。
- イ 入札日から落札者決定までに入札参加者の代表企業が指名停止等を受けた場合はその落札は無効とする。ただし、特段の事情があると市長が判断した場合には、その限りではない。協議の結果、入札参加資格を有すると市が確認した場合、入札参加者は代表企業以外の構成企業を変更することができる。

5.5.3. 審査講評の公表

市は、落札者決定後に、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を市のホームページ等に掲載し、公表する。

5.5.4. 落札者を決定しない場合の措置

本入札において、落札者を決定しないこととなった場合は、その旨を速やかに市のホームページ等に掲載し、公表する。

5.5.5. 提案審査書類の取り扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、市が松阪市情報公開条例（平成17年条例第6号）に基づき入札内容を公表する場合、その他市が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の事業提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の事業提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

6. 契約及び支払に関する事項

6.1. 契約に関する基本的な考え方

6.1.1. 契約手続き

ア 落札者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、令和8年9月中下旬までに合意を得て仮契約を締結する。なお、原則、事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び落札者の提案内容の変更はできないものとする。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 仮契約は、松阪市議会で議決を得た後、本契約となる。

6.1.2. 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務に関する業務内容や金額、支払方法、契約解除条項等を記載するものである。

6.1.3. 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

6.1.4. 落札者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、落札者は契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

6.1.5. 契約の無効

契約締結までに入札参加者の代表企業が指名停止等を受けた場合、その契約は無効とする。ただし、代表企業以外の構成企業が指名停止等を受けた場合、入札参加者は構成企業の変更について、市と協議を行うことができるものとする。協議の結果、入札参加資格を有すると市が確認した場合、入札参加者は代表企業以外の構成企業を変更することができる。

6.1.6. その他

ア 落札者が仮契約締結までに、「4.2. 構成企業の制限」に該当した場合は、仮契約を締結しないことがある。

イ 落札者が本契約締結までに、「4.2. 構成企業の制限」に該当した場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

ウ 事業契約を締結した落札者が、契約の履行に当たり下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下この項目において同じ。）を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、松阪市長にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該下請負人から徴収した「松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に定める暴力団排除に関する誓約書を松阪市長に提出しなければならない。ただし、下請負人が「松阪市競争入札参加資格」を有する者であれば、提出の必要はない。

7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

7.1. リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

7.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として別紙4「リスク分担表（案）」によるものとし、事業契約書（案）及び入札説明書等を踏まえた事業者による事業提案書にて、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

8. 事業実施に関する事項

8.1. 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、モニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書に規定された要求水準を満足しているか確認を行う。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とし、その他、市が行う作業等に必要費用は、市の負担とする。

事業者は、市が実施するモニタリングに協力すること。なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。モニタリングに関する詳細については、事業契約書を参照すること。

8.2. 事業期間中の落札者と市の関わり

- ア 本事業は、事業者の責において遂行し、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行うものとする。
- イ 市は、原則として代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い、次の措置をとること。

9.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前各号のいずれの場合においても、契約解除された場合、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

9.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

9.3. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

10. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

10.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

10.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

10.2.1. 地方債等

本事業において、市は「緊急防災・減災事業債」の活用を想定している。事業者は、地方債等の申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

10.2.2. その他の財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

11. その他

11.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

11.2. その他事業の実施に関し必要な事項

11.2.1. 議会の議決及び本契約について

事業契約の締結に関する議案は、令和8年9月定例会に上程し、議決を以て本契約とする。

11.2.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

松阪市教育委員会事務局教育総務課ホームページ<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/71/>

11.2.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

11.2.4. 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

11.2.5. 問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

松阪市教育委員会事務局 教育総務課
住所 : 三重県松阪市殿町 1315 番地 3
担当 : 池田、亀井
電話 : 0598-53-4382、4355
FAX : 0598-25-0133
E-mail : syom.div@city.matsusaka.mie.jp